

山陽小野田市農業委員会

第31回

総会議事録

1. 開催日時 令和5年1月13日午後1時30分から午後2時5分

2. 開催場所 山陽小野田市保健センター2階 集団指導室

3. 出席委員

会 長	1	田尾 光一
会長職務代理者	9	山本 シゲ子
委 員		
	2	相本 まゆみ
	3	中原 義治
	4	藤井 豊
	5	森田 祐三
	6	田中 覺
	7	緒方 始
	8	辻村 勝好
	10	佐々木 勇藏
	11	五十嵐 奨
	12	村上 雅彦
	13	二井 一夫
	14	國吉 彰

4. 欠席委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第140号 農地法第5条 転用を目的とする権利移動

議案第135号 農地法第5条第1項ただし書きの規定による届出について

議案第136号 農用地利用集積計画について

報告第66号 農用地利用配分計画の案について

報告第67号 農地法第3条(施行規則第17条第2項該当)に規定する別段面積の指定申請について

6. 農業委員会事務局職員

事務局職員 濱田 寿樹

7. 議会の概要

議長	<p>定刻になりましたので、只今より第 31 回山陽小野田市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>(起立、礼、着席)</p> <p>本日の欠席委員ありません。</p> <p>それでは議事日程のとおり進めてまいりたいと思います。</p> <p>本日の議事録署名委員は 10 番佐々木委員と 11 番五十嵐委員にお願いいたします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議案第 140 号、「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程します。</p>
事務局	<p>番号 169 について、事務局の説明を求めます。</p> <p>今月の農地法第 5 条の許可申請は 7 件です。</p> <p>議案第 140 号番号 169 について議案書をもとに説明いたします。</p> <p>3 ページをご覧ください。</p> <p>申請地は、市役所から北へ約 1.6 k m に位置する公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地です。</p> <p>申請内容は、下表のとおりです。</p> <p>公図は 4 ページ、土地利用図は 5 ページから 6 ページをご覧ください。</p> <p>本件は、立地基準及び一般基準に照らし、第 2 種農地の許可基準を満たしていると考えられます。</p>
議長 1 1 番	<p>次に現地調査報告をお願いします。</p> <p>現地の報告をさせていただきます。</p> <p>1 月 5 日に事務局 2 名と相本委員、私の 4 名で現地の確認をさせていただきました。</p> <p>現地の位置につきましては事務局から説明がありましたので省略させていただきます。</p> <p>周辺の状況は、南側に宅地があり、残りは道路に囲まれていました。</p> <p>申請地の状況は、保全管理中で、柑橘類が数本植えてありました。</p> <p>雨水処理に関しては南側の水路に排水します。</p> <p>汚水に関しては合併浄化槽で処理します。</p> <p>境界については、測量杭で確認しています。</p> <p>周辺に農地はないため、周辺農地への影響はありません。</p>

以上のことから特に問題ないと思います。

これで報告を終わります。

議長

ご質疑はありませんか。無いようですのでこれより採決に入ります。

議案第 140 号番号 169 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 170 及び番号 171 は関連しますので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 140 号番号 170 及び番号 171 について議案書をもとに一括して説明いたします。

8 ページをご覧ください。

申請地は、総合事務所から南西へ約 0.6 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

申請内容は、8 ページの下表及び 13 ページの下表のとおりです。

公図は 9 ページ及び 14 ページ、土地利用図は 10 ページから 12 ページまで乃至 15 ページから 17 ページまでをご覧ください。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

1 1 番

現地報告をさせていただきます。

申請地は厚狭駅南の区画整理された一角となります。

周辺の状況は、北側が市道、南側、西側及び東側は保全管理中の畑に囲まれていました。

申請地の状況は、保全管理中となっていました。

雨水処理に関しては道路側溝へ排水します。

汚水は公共下水道で処理します。

境界については境界杭で確認できています。

申請地への進入路の位置は図面北側からとなります。

周辺農地への取水、排水及び進入路の影響はありません。

以上の事から特に問題ないと思います。

これで報告を終わります。

議長

ご質疑はありませんか。

無いようですのでこれより採決に入ります。

議案第 140 号番号 170 及び番号 171 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

事務局 次に番号 172 について事務局の説明を求めます。
議案第 140 号番号 172 について議案書をもとに説明いたします。
18 ページをご覧ください。
申請地は、総合事務所から東へ約 1.0 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。
申請内容は、下表のとおりです。
公図は 19 ページ、土地利用図は 20 ページをご覧ください。
本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。
1 1 番 現地の報告をさせていただきます。
申請地は厚狭の加藤北になります。
いとうクリニックの北側で、周辺の状況は申請地南側がクリニックの病棟、西側がアパートと駐車場、北側と東側が休耕田に囲まれています。
申請地の状況は、草刈り済みで、草が刈り倒してありました。
雨水処理に関しては、申請地北側の集水桝に溜めてから西側の道路側溝へ排水します。
汚水に関しては発生しません。
申請地への進入路の位置は図面左下からで、クリニックの建屋の西側からとなります。
境界については、西側は溝、南側は既設構造物、北側と東側は法面と畦畔で確認しています。
周辺農地への取水、排水及び進入路の影響はありません。
以上のことから特に問題ないと思います。
報告を終わります。

議長 ご質疑はありませんか。
無いようですのでこれより採決に入ります。
議案第 140 号番号 172 に賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により原案どおり承認することといたします。

事務局 次に番号 173 について事務局の説明を求めます。
議案第 140 号番号 173 について議案書をもとに説明いたします。
21 ページをご覧ください。
申請地は、南支所から南へ約 2.1 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。
申請内容は、下表のとおりです。

公図は 22 ページ、土地利用図は 23 ページ及び 24 ページをご覧ください。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

2 番 現地の報告をさせていただきます。

1 月 5 日に事務局 2 名と五十嵐委員、私の 4 名で現地の確認をさせていただきました。

周辺の状況は、議案書 22 ページをご覧くださいとわかると思いますが、北側は太陽光発電設備が設置され、東側には山林、西側が道路、南側は宅地と田がありました。

申請地の状況は、草地でしたが、草刈りを行うとのことでした。

雨水処理に関しては、自然流下です。

汚水は発生しません。

埋立法面の処理に関しては、埋立を行わないので特にありません。

申請地への進入路の位置は 23 ページの図面北側にある道路からとなります。

境界に関しては境界杭で確認できています。

周辺農地への影響は特にありません。

以上の事から特に問題ないと思います。

報告を終わります。

議長 ご質疑はありませんか。

無いようですのでこれより採決に入ります。

議案第 140 号番号 173 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 174 及び番号 175 は関連しますので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 140 号番号 174 及び番号 175 について議案書をもとに説明いたします。

25 ページをご覧ください。

申請地は、総合事務所から東へ約 0.6 km に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

申請内容は、25 ページの下表及び 28 ページの下表のとおりです。

公図は 26 ページ及び 29 ページ、土地利用図は 27 ページ及び 30 ページをご覧ください。

本件は、「第3種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

11番

現地の報告をさせていただきます。

申請地は厚狭の常盤町になります。

周辺の状況は、番号174の北側と南側は保全管理中の田で、東側が美祢線の線路でした。

番号175は北側に宅地と畑があり、南側と西側が畑で、野菜が栽培中でした。

申請地の状況は保全管理中でした。

雨水処理に関しては自然流下です。

汚水に関しては発生しません。

埋立法面の処理に関しては、埋立を行わないためありません。

申請地への進入路の位置は図面西側で、幅員は2mです。

境界に関しては、畦畔等で確認しています。

以上のことから特に問題ないと思います。

報告を終わります。

議長

ご質疑はありませんか。

無いようですのでこれより採決に入ります。

議案第140号番号174及び番号175に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に報告第68号「農地法第5条第1項ただし書きの規定による届出について」について事務局の説明を求めます。

事務局

今月の農地法第5条第1項ただし書きの規定による届出は5件です。

報告第68号番号27について議案書をもとに説明いたします。

32ページをご覧ください。

届出地は、総合事務所から北へ7.0km、農用地区域内農地です。

内容は下表のとおりです。

公図は33ページ、土地利用図は34ページから36ページまでを御覧ください。

議長

ご質疑はありませんか。

無いようですので、報告第68号番号27は原案どおり処理いたします。

次に番号28について事務局の説明を求めます。

事務局

37ページをご覧ください。

届出地は、総合事務所から北へ約6.8km、農用地区域内農地です。

内容は下表のとおりです。
公図は 38 ページ、土地利用図は 39 ページを御覧ください。
なお、本件は、事業完了後、原状回復されます。

議長
2 番 次に現地調査報告をお願いします。
現地の報告をさせていただきます。
申請地は厚狭北部の随光地区になります。
西側の道路から進入し、崩れている部分を復旧するものです。
コンクリートブロック積みで補修するとのこと。
工事完了後は農地へ復元を行うため、何ら問題はないと思います。

議長 ご質疑はありませんか。
無いようですので、報告第 68 号番号 28 は原案どおり処理いたします。
次に番号 29 及び番号 30 は関連しますので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 40 ページをご覧ください。
届出地は、総合事務所から北へ 2.4 k m、農用地区域内農地です。
内容は 40 ページの下表及び 43 ページの下表のとおりです。
公図は 41 ページ及び 44 ページ、土地利用図は 42 ページ及び 45 ページを御覧ください。
なお、本件は、事業完了後、原状回復されます。

議長
2 番 次に現地調査報告をお願いします。
現地の報告をさせていただきます。
周辺の状況は、西側が道路を挟んで山となっています。
道路東側の圃場の一部に工事用道路を作り、復旧工事に使用します。
完了後は農地へ復元されますので特に問題はないと思います。
報告を終わります。

議長 ご質疑はありませんか。
無いようですので、報告第 68 号番号 29 及び番号 30 は原案どおり処理いたします。

事務局 次に番号 31 について事務局の説明を求めます。
46 ページをご覧ください。
届出地は、総合事務所から北西へ約 4.5 k m、農用地区域内農地です。
内容は下表のとおりです。
公図は 47 ページ、土地利用図は 48 ページを御覧ください。
なお、本件は、事業完了後、原状回復されます。

議長
2 番 次に現地調査報告をお願いします。
現地の報告をさせていただきます。

河川災害復旧工事のための転用です。

申請地北側から重機を川に搬入して作業を行います。

周辺への影響も特にありませんので問題はないと思います。

報告を終わります。

議長

ご質疑はありませんか。

無いようですので、報告第 68 号番号 31 は原案どおり処理いたします。

次に報告第 69 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の説明を求めます。

事務局

49 ページをご覧ください。

今月の農地法第 18 条第 6 項の規定による通知は番号 46 から 49 までの 4 件で、現契約を合意により解約するものです。

ご審議の程お願いします。

議長

ご質疑はありませんか。

無いようですので、報告第 69 号は原案どおり処理いたします。

次に、議案第 141 号「農用地利用集積計画」について、事務局の説明を求めます。

事務局

50 ページから 54 ページまでを御覧ください。

議案第 141 号農用地利用集積計画について議案書をもとに説明します。

今月の農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく農用地利用集積計画は、整理番号 1 番から 6 番までの 6 件、15 筆、19,299 m²と、整理番号 7 番から 35 番までの 29 件、34 筆、126,425 m²でございます。

ご審議の程お願いします。

議長

ご質疑はありませんか。

無いようですのでこれより採決に入ります。

賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により、議案第 141 号は原案どおり決定することとします。

次に議案第 142 号「農用地利用配分計画(案)」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

55 ページから 57 ページまでを御覧ください。

議案第 142 号「農用地利用配分計画(案)」について議案書をもとに説明します。

表題の頭の文字が切れております。大変申し訳ありません。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、令和 4 年 12 月 28 日付けで山陽小野田市長から意見を求められている案件は、整理番号 1 から 29 までの 29 件、34 筆、126,425 m²でございます。ご

審議の程お願いします。

議長

ご質疑はありませんか。

無いようですのでこれより採決に入ります。

賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり了承することとします。

次に議案第 143 号「農地法第 3 条に規定する別段面積の指定申請について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

58 ページから 62 ページまでを御覧ください。

議案第 143 号農地法第 3 条（施行規則第 17 条第 2 項該当）に規定する別段面積の指定申請について番号 4 について議案書をもとに説明します。

59 ページをご覧ください。

申請地は、総合事務所から北東へ約 3.2 k m に位置し、4 筆とも農用地区域内農地です。

申請内容は、58 ページ番号 4 のとおりです。

公図は、60、61、62 ページをご覧ください。

本件は、山陽小野田市大字厚狭字東原 1328 番 4 の空き家を空き家バンクに登録したことに伴う別段面積の特例措置を定めるものです。

ご審議の程お願いします。

議長

ご質疑はありませんか。

無いようですのでこれより採決に入ります。

賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により、議案第 143 号は原案どおり承認することとします。

以上で本日の議案及び報告の審査はすべて終了しました。

事務局

次回の現地調査は、2 月 6 日(月)9 時から、森田委員、二井委員でお願いします。

第 32 回総会は、2 月 13 日(月)13 時 30 分からで、会場は保健センター 集団指導室です。

議長

以上をもちまして第 31 回山陽小野田市農業委員会総会を終了いたします。

(起立、礼) お疲れ様でした。

午後 2 時 5 分 閉会

山陽小野田市農業委員会

会 長

議事録署名委員

— 番委員

議事録署名委員

— 番委員
